

がん診療連携拠点病院加算の評価について

第1 現状

- 1 現行、がん診療連携拠点病院加算を算定するためには、その施設基準として、「がん診療連携拠点病院の整備について（平成20年3月1日付け厚生労働省健康局長、通知）」を満たすこととされている。
この「がん診療連携拠点病院の整備について」は、拠点病院の診療機能として、集学的治療の提供体制及び標準的治療等の提供を求めており、その中でがん診療連携拠点病院の設置、院内がん登録の実施等を掲げている。
- 2 また、現行の医師事務作業補助体制加算においては、当該加算の対象となる業務として、院内がん登録等の統計・調査業務が明示されており、また、がん登録の基盤となる病院内の診療記録の保管・管理業務についても現行の診療録管理体制加算において評価されている。

第2 1月13日の中医協総会での意見

1. がん診療連携拠点病院をさらに評価すべき
2. 院内がん登録をさらに評価すべき

第3 提案内容

がん医療については、がん対策推進基本計画において、がん診療連携拠点病院が医療提供の拠点施設として位置づけられていることを踏まえ、がん診療連携拠点病院におけるがん診療連携拠点病院の開催、院内がん登録の更なる充実も含めて、一層の評価を行うことを検討する。